

社会福祉法人宮城厚生福祉会 福田町デイサービスセンターⅠ
通所介護・通所介護型サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）
運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人宮城厚生福祉会が設置する福田町デイサービスセンターⅠ（以下「事業所」という。）が行う通所介護及び通所介護型サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等にたいし、適正な通所介護及び通所介護型サービス事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 事業所の従業者は、要支援・要介護状態等の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話 及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視し、関係区市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るよう努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 サービス提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福田町デイサービスセンターⅠ
- (2) 所在地 仙台市宮城野区田子字富里 223

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、変更することがあり、現在の状況については、重要事項説明書に明記することとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する通所介護及び通所介護型サービスの利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、又他の従業者と協力し通所介護及び通所介護型サービス計画の作成を行なう。

(3) 介護職員 4名以上

利用者の安全を確保し、利用者の自己決定を尊重しながら介護計画に基づき、豊かな生活が実現できるように指定介護の業務に当たる。

(4) 看護職員 1名以上（福田町デイサービスセンターⅡ機能訓練指導員との兼務）主治医や家族と連携を密にしながら、利用者の健康状態を把握し他の職種と協力して、健康維持に努める。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の改善または維持の為に機能訓練の指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、利用者の利便を考え変更することがあり、現在の状況については、重要事項説明書に明記することとする。

(1) 休業日を日曜日と12月30日～1月3日までとする。

(2) 営業時間は、8時20分から17時20分とする。

サービス提供時間は9時30分から16時30分までとする。

（利用定員）

第6条 通所介護及び通所介護型サービスの利用定員は、下記のとおりとする。

福田町デイサービスセンターⅠ 30人

（通所介護及び通所介護型サービスの内容）

第7条 通所介護及び通所介護型サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

① 排泄の介助

② 移動、移乗の介助

③ その他必要な身体の介助

(2) 家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

① 準備、後始末の介助

② 身体の清拭、洗髪、洗身

③ その他必要な入浴の介助

(3) 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

① 準備、後始末の介助

② 食事摂取の介助

- ③ その他必要な食事の介助
- (4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送る為に必要な支援サービスを提供する。個々の利用者の状態に応じ、個別機能訓練実施計画を作成し、サービスを提供する。
 - ① レクリエーション
 - ② グループワーク
 - ③ 行事活動
 - ④ 体操
 - ⑤ 機能訓練
 - ⑥ 休養、養護
- (5) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ① 移動、移乗動作の介助
 - ② 送迎
- (6) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
 - ② その他必要な相談、助言

(利用契約)

第8条 通所介護及び通所介護型サービスの提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、通所介護及び通所介護型サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、両者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料その他の費用)

第9条

- 1 福田町デイサービスセンターⅠの利用料の額は、厚生労働省又は仙台市が定める基準によるものとし、当該通所介護及び通所介護型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じて（1割2割3割）いずれかとする。
- 2 第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う通所介護及び通所介護型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 通所介護及び通所介護型サービスに係る昼食食材費（おやつを含む・実費相当分）の額を徴収する。
- 4 通所介護及び通所介護型サービスにかかる紙おむつ代として、リハビリパンツ・尿とりパット（実費相当分）の額を徴収する。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通所介護及び通所介護型サービスの実施地域は、仙台市宮城野区、若林区とする。その他の仙台市内地域については相談に応じるものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第11条

- 1 利用者が通所介護及び通所介護型サービスの提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 利用者等が、施設設備を故意に破損もしくは汚染した場合は、元の状態に復元する費用を弁済するものとする。

(緊急時における対応)

第12条

従業者等は、通所介護及び通所介護型サービスを実施中に、利用者の病変等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医等に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 事故が発生した場合、事故発生の防止策とし、別紙危機管理マニュアルのとおり、関係機関と連携し敏速に対応するものとする。

(感染等の対策)

第14条 感染には、十分注意し感染対策マニュアルに沿って安全を確保するものとする。
特に新型コロナウイルス感染症を防ぐため、利用者等、職員の体調管理、家族・業者等の来訪制限、ソーシャルディスタンスと換気や手指消毒、マスクとフェイスシールドの着用等を行い感染予防に注力する。

(衛生管理及び従業者等の健康管理)

第15条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 1 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 事業所は、従事者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(非常災害対策)

第16条 非常災害時（消防計画、風水害、地震等も災害）に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画、責任者を定め年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られる

よう連携に努めるものとする。

(苦情対応)

第17条 事業所は、提供した指定介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第18条 従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者や家族に関する情報は、理由なく第三者に漏らさないものとする。ただし、医療上緊急性がある時やサービスを提供する上で関係機関と連携をとる必要がある場合、職員育成の介護実習や社会福祉の向上のための研究等の統計に必要な場合、L I F E のデータ提出等、情報を提供する場合もある。その際はあらかじめ利用者や家族の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳や保持、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じるものとする。

- 1) 虐待の未然防止
- 2) 虐待等の早期発見
- 3) 虐待等の迅速かつ適切な対応
- 4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会

(業務継続計画の策定等)

第20条 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練を実施しなければならない。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第21条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条

- 1 事業所は指定通所介護及び通所介護型サービスにかかる第三者評価事業を受審するものとし、この結果を公表するものとする。
- 2 事業所は、従業者等の質的向上をはかる為の研修の機会を次のとおり受けるものとする。

又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年3日

- 3 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動又は従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人宮城厚生福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成13年 4 月 1 日改訂する。

この規程は、平成13年 10月 1 日改訂する。

この規程は、平成15年 4 月 1 日改訂する。

この規程は、平成17年 10月 1 日改訂する。

この規程は、平成18年 4 月 1 日改訂する。

この規程は、平成19年 4 月 1 日改訂する。

この規程は、平成19年 9 月 1 日改訂する。

この規程は、平成20年 8 月 1 日改訂する。

この規程は、平成22年 8 月 1 日改訂する。

この規程は、平成22年 10月 1 日改訂する。

この規程は、平成24年 4 月 1 日改訂する。

この規程は、平成24年 7 月 1 日改訂する。

この規程は、平成24年11 月 1 日改訂する。

この規程は、平成26年 4 月 1 日改訂する。

この規程は、平成27年 4 月 1 日改訂する。

この規程は、平成28年 8 月 1 日改訂する。

この規程は、平成29年 10月 1 日改訂する。

この規定は、平成30年 4 月 1 日改訂する。

この規定は、平成30年 9 月 1 日改訂する。

この規定は、令和5年 4 月 1 日改訂する。

この規定は、令和5年 10月 1 日改訂する。

この規定は、令和6年 4 月 1 日改訂する。

この規程は、令和7年 4月 1 日改訂する。